



自家製剤加算



Q

解熱鎮痛薬の需要が逼迫し、細粒やドライシロップが手に入らない。
薬局で錠剤を砕くなどしてから調剤した場合、調剤報酬上の自家製剤加算の認定が認められるのか？

A

『「医療用解熱鎮痛薬等の在庫逼迫に伴う協力依頼」（令和5年1月13日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）の記の3において、細粒、ドライシロップ等の小児への投与に適した解熱鎮痛薬等の製剤が不足し、やむを得ない場合には、必要に応じて処方医と薬剤師が相談の上、錠剤を粉碎し乳糖などで賦形して散剤にするなどの取組についても考慮することとされていることから、当該事例において自家製剤加算を算定して差し支えない。なお、このような場合には、レセプトの摘要欄に「小児用の〇〇（注：当該薬剤の一般名）の不足のため」等のやむを得ない事情を記載すること。また、この場合の薬剤料については、当該薬剤の実際の投与量に相当する分を請求するようにされたい。』とされております。



<参考>

事務連絡

令和4年度診療報酬改定疑義解釈資料の送付について（その39）別添2

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001037886.pdf>